

総社市旧堀和平亭に由来する下張文書の収集と資料化について

鈴木 英治・上野 淑美

本事例の経緯

平成 28 年（2016 年）12 月に、NPO 法人「総社商店街筋の古民家を活用する会」の方が総社の工房を尋ねてきた。同会が総社市から借り受けて改装をしている旧堀和平亭から、古い文書がかなりの量出てきて、それをどうしたら良いのかという相談のためにであった。その際、改装のために剥がした新建材の下の古い土壁に貼られていたもの一面分の文書を持ってこられた。



写真1 回収文書



写真2 回収文書（部分拡大）

旧堀和平亭は総社市の所有なので、まずは総社の建物を管理している担当者、もしくは文化財担当部署に連絡を取り、下張り文書発見の報告とその処理を鈴木に依頼する承諾をもらってくれば、文書塊の解体と個々の文書を調査できる状態にすることを引き受けても良いとつたえたところ、後日正式に総社市の担当者から文書の解体と調査できる状態への処理の依頼を受け、とりあえず預かった一面分の文書について処理を行い、同時に他の壁面の文書を剥がして回収する作業を行うことにした。



写真3 土壁に貼られた文書



写真4 文書回収作業

堀和平、および旧堀和平亭について



写真5 旧堀和平亭

堀 和平(1841年-1892年)は、日本における最初期の洋画家の一人である。氏は堀、名を和平安郷という。岡山県総社市総社(当時は備中国賀陽郡八田部村)西宮本町(松山往還道に面している)の豪商堀和助安忠(総社市門田・満谷常観の子)の四男に生まれる。その家系は屋号を「志保屋」(塩屋)といい、備中国総社宮の神主のほか酒店、質屋、廻船問屋などを営み、備中松山藩の御用商人を務めていた。二兄、三兄が早世し、また本来家を継ぐべき長兄堀安道が病弱で学問の道に進んだため家業を継いだ。商才に優れていて新規の事業分野に進出して商いを広げ、大阪に問屋「志保藤商店」を開いている。また、1879年(明治12年)より1880年(明治13年)まで賀陽郡選出の県会議員もつとめている。

また、「志保藤商店」を開いた頃に商品や原料の仕入れのため、頻繁に訪れた神戸で西洋の絵画を知って興味を持ったようで、輸入品の画材など一式を買い求め、ほぼ独学で油絵を学び自宅裏の長屋門の二階をアトリエとして油絵を描き始めている。和平は、それ以前にも「杏邨(きょうそん)」の名で水墨画を書いており、絵画への興味は持っていたようであるが、以後、油彩画制作を中心とするようになる。和平の代表作といわれる「母子像」をはじめ、現存する主要作品が倉敷市立美術館に所蔵されている。

彼のアトリエには、従兄の息子であった満谷国四郎や、吉富朝次郎などが通っており、後の日本洋画史の発展に与えた影響も大きいと考えられる。

現存する堀家旧宅の建築年代ははっきりしないが、幕末から明治にかけて建築され今日までに改装を重ねられてきたものと考えられている。土地と土蔵を含む、建物と美術・工芸品の一部が総社に寄贈されており、1階部分はすでに改装されていて古民家カフェおよびギャラリーとして利用されており、そのときの改装の際に下張り文書が存在したかどうかは不明である。今回回収された文書は2階部分の下張りとして使用されていたものである。

下張り文書について

下張り文書とは、建築物の壁(土壁)の吸湿、断熱などの目的で貼られたり、襖や屏風の補強のために張り込まれた反故(帳簿や手紙、書付などの使い古した紙を集めておいて)のことである。意識

的に継承されてきたされてきた文書とは異なり、本来は廃棄処分されるものがそのような再利用によりたまたま残されてきたものである。近年、近世史の研究の進展にともなって襖や屏風などの下張り文書の資料としての価値が認識され、ボランティア活動などによる回収事例などが盛んに紹介されている。

下張り文書の価値は、旧家に伝世してきた襖や屏風などの場合、制作の際にその家で生じた反故を集めておいて使用した可能性が高いので、一定期間に作成された（襖や屏風の場合数十年を周期に仕立て直し、修理が行われ）由来のはっきりした、いわゆる家付き文書群の収集が可能である。建築物の場合にはかなり長期にわたり取り替えられることはなく、百年以上前の来歴のはっきりした資料群の収集が可能となる。ただし江戸時代から反故を回収して販売する業者も存在しているので、使用されている下張り文書が家付きの物とは限らない。

本件で扱った下張り文書は特別な例ではなく、おそらく戦前期までのある程度の格式の建築では普通に行われてきたものと考えられる。しかし、それらが資料として明確に意識され積極的な収集対象として認識はされたことはほとんど無かったとあって良いだろう。むしろ本件のように、旧家の内装の改変にともなって発見され、資料としての可能性に気がつき、剥がされた新建材と共にゴミとして処分されずに収集対象となったことが例外的とあってよいだろう。

昭和40年代以降、戦後世代（団塊世代以降）のかなりの数の人々が生地（生家）を離れて東京や大阪、京都などの大都市で生活（進学、就職などで）をするようになり、そのまま家庭と自宅をもち平成に入り実家を維持してきた世代が亡くなったときに、生家は相続者達が戻らず・・・賃貸、売却、相続税として物納、あるいは公共への寄贈等がおこなわれ、その際に多くの家屋が改修されたり取り壊され、その時点で多くの文書が失われたと考えられる。

しかしこのような現象はある意味では、幕末から明治、大正、昭和初期のまとまった資料群を収集する大きな機会であったともいえる。すでに多くのものが資料化されず失われているかもしれないが、今後もこのような機会を意識化することにより比較的近い時代の資料の収集の有効な手段となる可能性がある。

今回の事例はそのような手段の確立の試みとして取り組まれた。

処理工程

本処理のよりの目的は、

- ①あくまでも下張り文書など資料となる可能性のある反故等を回収すること。
- ②回収した反故の専門家にゆだね、資料化の価値を判断してもらう形にすること。
- ③可能な限り簡便、且つ低コストの処理を行う。
- ④資料化された後に、利用（閲覧や展示）などや保存のために、本作業で行った処置が適切でないと判断され、本格的な修理・修復が必要なときに、資料への負荷を最小限に原形へ回復できる技術を用いる。

すなわち、本処理は修理・修復を目指さない。あくまでも多層に張り合わされた反故を一枚の状態に戻し、長期間に生じた劣化変色や埃などによる汚染、及び接着されていた土壁による汚れの除去（た

だし、文書を読む上で障害とならない程度の処理) すること、十分に安全に取り扱えるようにすることを目的として、可能な限り効率的に、また非専門家にも習熟を必要とせず実行ができる技術の試行を行った。

仮にこのような処理を行ったとしても、その資料大半がゴミでしかなかった問うことはあり得るので、効率化と低コストはこのような作業を行う上で必然となるだろう。もしこのような作業により資料化された文書が、高価値(資料としての)を有するものであったとして、且つその現状がふさわしくないと資料監理者が判断した時に、修理・修復という選択支が存在する。

1. 文書の解体、洗浄、フラットニング

文書は土壁の泥や長年のほこりなどで、かなり汚損しているのを水洗により除去する。浅いステンレのバットに排水口を取り付けて、少量の水を使用して効率的に処理が出来るようにした。



写真6 文書解体作業



写真7. 洗浄作業1



写真8 洗浄作業2

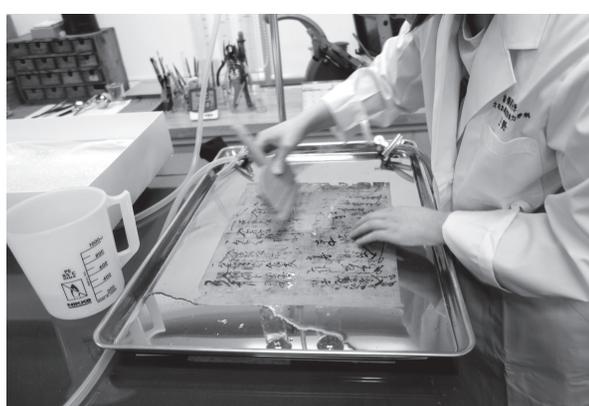


写真9 洗浄作業3

◎今回の事例では回収された反故の全てが和紙に墨書きであり、劣化の進行も進行をほとんどなかったため、剥離は竹ペラなどで比較的容易に行うことが出来た。大正以降になると、下張りの紙も和紙から洋紙、特に新聞紙などが使用されるようになり剥離や洗浄も困難さを増すことになる。

◎洗浄は水道水または加温した温水を使用した。通常の飲料水として使用している水であれば洗浄に使用可能である。

◎洗浄用の刷毛は表具用の糊刷毛を使用した。ペンキ用の刷毛でも差し支え無い。柔らかいものとコシのあるものの二種類を用意すると効果的である。

◎洗浄も汚れやシミを完全に除去するのではなく、あくまでも専門家が内容を確認できる状態にすることを目的とする。



写真10 排水作業



写真11 洗浄・乾燥後

2. 裏打ち作業

裏打ちは再剥離を前提として、メチルセルロースの水溶液を使用する。また文書の取り扱いがしやすいように裏打紙はやや厚めの楮紙を使用している。

◎裏打用の和紙は一律に厚手（二、三版で32g程度）のものを使用する。扱い易さを向上して、修理の専門家でなくても容易に処置を行うことができるようにする為である。また、調査の際にもしっかりと紙を使用することで、心配無く効率的に扱うことが可能となる。また、裏打紙のサイズは個々の文書にあわせて、基本的に郡の全体を同一の紙で統一して作業を行った。もちろんそれを超えるサイズの文書の場合は、個別に対処する必要があり、また小さい文書ならば一枚の裏打紙に何点かを収めること可能である。

◎接着剤はメチルセルロースを主として、それに接着力の調整のために適量の生麩糊をくわえて使用した。メチルセルロースを使用することにより、資料化された後に本格的な処置を行うと事が必要になった時に、水によって容易に剥離が可能となり負荷が低減される。

仕様材料 裏打紙：楮和紙（32g／二尺×三尺）

接着剤：メチルセルロース（信越化学 SM100 に正麩糊を添加）



写真12 資料への裏



写真13 資料への裏打



写真14 資料への裏打

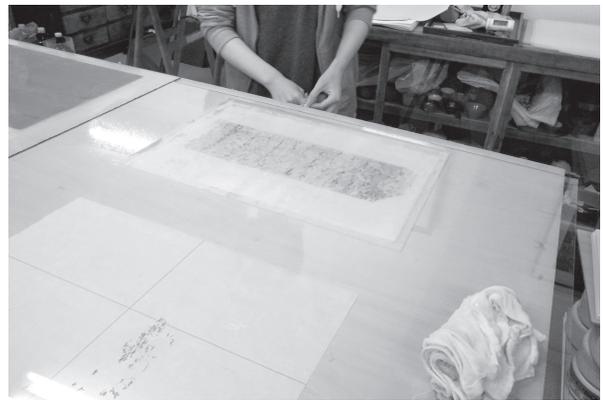


写真15 資料への裏打

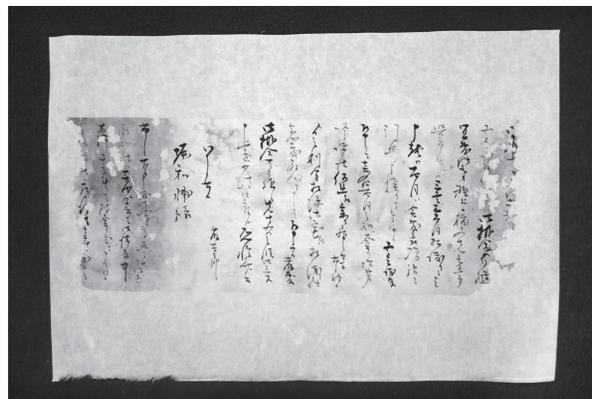


写真16 裏打ちを終わった資料（堀和輔宛の書簡）

3. 断片の処理

◎下記のような断片が含まれていた場合に、剥離の段階で補完できる場合はその場で纏めて洗浄・裏打の工程へ進めれば良いが、わからない場合は照合などを行わずに写真18のような裏が透ける薄手の和紙で裏打を行い、照合は調査の段階で必要に応じて専門家が行えばよい。

仕様材料 裏打紙：土佐典具帖（4.5 g／55×78 cm）

接着剤：メチルセルロース（信越化学 SM100 に正麩糊を添加）



写真17 断片化した資料

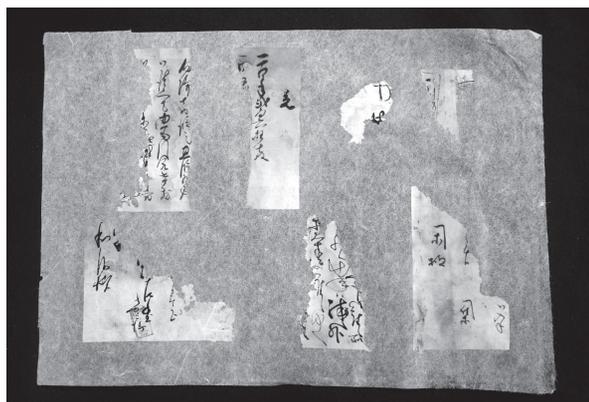


写真18 断片を極薄の和紙で裏打ち

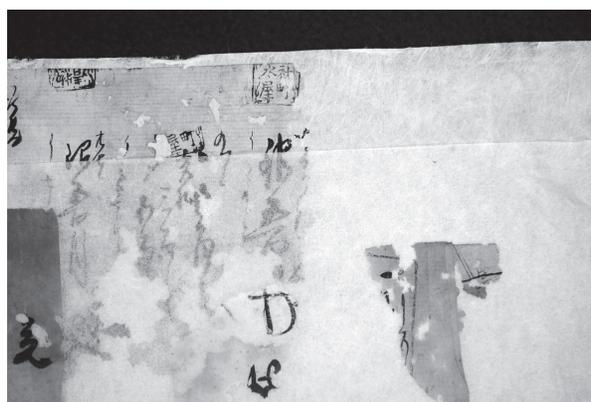


写真19 基資料との照合作業が効率的になる

4. 資料回収・資料化の流れ（試案として）

1. 建築物の改装、解体にともなう文書の発見←公共の実体調査・広報活動により情報収集
↓
2. 回収資料化の可能性の有無の判断←研究者・アーキビストなどによる
↓
↓←この時点で資料としての価値が低いと判断されれば回収は中止
↓ ↓
↓←資料の受け入れ先の検討 ←研究者・アーキビストの参加
↓ ↑←受け入れ先が確定できなかった場合→回収は中止
3. 回収
↓
4. 利用可能形態への処理：反故群の解体、洗浄、裏打ち・整理など（本事例はこの一部分）
↓
5. 資料監理者への引き渡し
↓
6. 資料としての価値の検討
↓
6. 資料化←資料への登録、目録化など
↓
7. 公開←受け入れ先にはここまでする義務として了解してもらう

本事例で目指したことは「古そうな（和紙に墨で書かれた）下張り文書があるから解体しよう」ではなく、それらの文書の資料化を目的としたものであり、作業は上記の流れの [7. 公開] を前提として行われる。したがって、[3. 回収] の決定までに、所蔵者（あるいは管理者）の領海が得られることと、公開を前提とした受入機関の決定が行われなければならない。